

# 「ふじのくに0円ソーラー事業」事業プラン募集要項

## 1 事業の概要及び目的

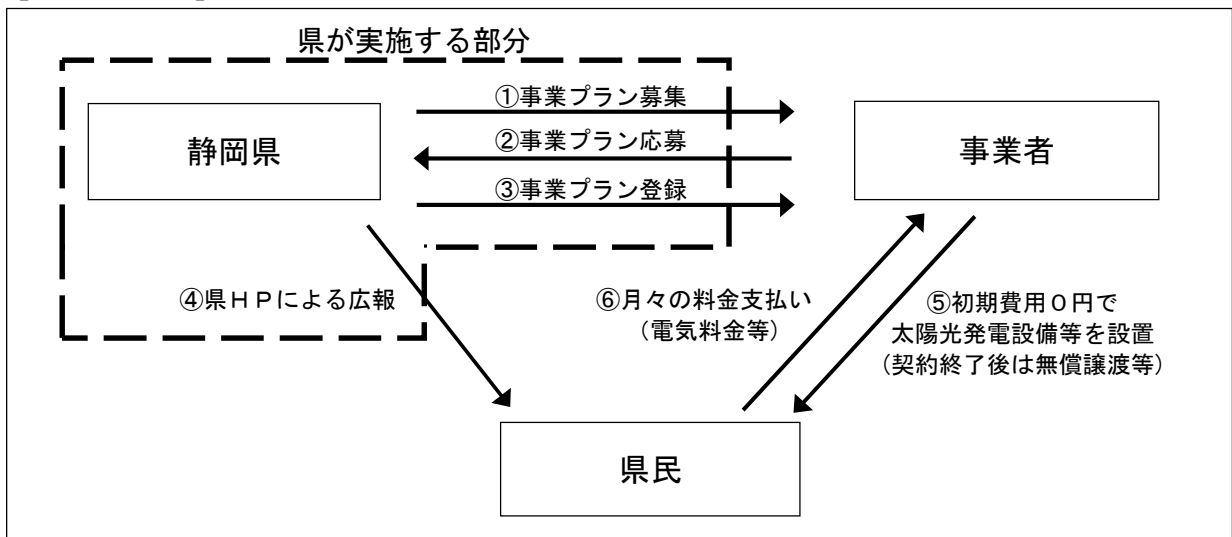
静岡県（以下「県」という。）では、2022年3月に「ふじのくにエネルギー総合戦略」（計画期間：2022年～2030年の9年間）を策定し、国の掲げる「2050年カーボンニュートラル」の動きに歩調を合わせ、その実現を目指すこととした。

この戦略の中でも、電力部門における再生可能エネルギーの導入拡大は主眼としており、他の発電設備に比べて設備導入までに要する時間が短い太陽光発電が、2030年までの再生可能エネルギーの導入量の拡大を牽引していくと期待されている。

特に各住宅をはじめ、事業所等の屋根への太陽光発電設備の導入は大いに期待できる分野であり、県としてその動きを加速化させる必要があると考えている。

本事業では、事業者の負担で設備を導入し、建物所有者の設備導入時の初期費用を0円とする、いわゆる「0円ソーラー」を実施する事業者とそのプランを紹介し、県内の太陽光発電設備の導入促進を支援するもので、本要項は事業者とそのプランの募集内容について定めるものである。

### 【イメージ図】



## 2 募集プラン

太陽光発電設備及び蓄電池を県内のあらゆる住宅や事業所（工場等を含む）に対して、初期費用なしで設置するプランを募集する。ただし、設置場所の状況に応じて、改修工事費がかかる場合がある。

項目	内容	備考
対象事業	住宅用	
	事業用	
対象設備	太陽光発電設備	新規設置のみに限る
	太陽光発電設備＋蓄電池	

## (1) 募集プランの要件

次の①～⑤の要件を満たす電力販売、リース、及び屋根借りについて、プランを募集する。

- ①建物所有者の初期費用なしで、太陽光発電設備等を設置するサービスであること
- ②設備故障時、契約期間中は事業者により速やかに修理交換が行われること
- ③契約終了時の条件（無償譲渡、再契約、撤去、終了時に協議等）が提示されること
- ④設備の取付工事が原因で生じた身体の障害又は財物の損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること
- ⑤太陽光設備を設置する建物所有者との契約期間が設置から5年以上であること  
また、契約終了後も当該設備が法定耐用年数（17年間）の間、継続して発電可能であること

### 【定義】

種 類	定 義
電力販売	事業者が建物に太陽光発電設備等を事業者負担で設置し、発電された電気を当該建物所有者などに販売するもの。
リ ー ス	太陽光発電設備等を事業者が代わりに購入・設置し、その代金を設備の販売会社に支払い、建物所有者は購入代金+金利等の設備使用の対価を毎月支払うもの。
屋根借り	事業者が建物所有者から太陽光発電事業用として当該建物の屋根を一定期間借受けた上で太陽光発電設備等を事業者負担で設置し、当該建物所有者に対し当該屋根の使用料を支払うもの。

## (2) 募集プランの設備要件

募集するプランの設備要件は以下の通りとする。

### 【設備要件】

太陽光発電設備	蓄電池
太陽電池モジュール、それ以外の機器について、工業規格のうち性能試験規格と安全性試験規格としての日本産業規格（JIS）や国際電気標準(IEC)に適合するもの又はこれらと同等かこれら以上の性能及び品質を有するもの	日本産業規格（JIS）認証等は認証機関により有効な認証を受け、維持しているもの(認証維持審査によるものを含む)
停電時の電力供給可能	停電時の電力供給可能
系統連系可能	系統連系可能
未使用品	未使用品
設備メーカーが国外企業の場合当該メーカーの日本法人があること	設備メーカーが国外企業の場合当該メーカーの日本法人があること
地絡検知機能を有する	

### 3 事業者の応募資格

事業プランの応募資格を有する事業者は、次の(1)～(11)要件を全て満たす法人（複数の法人が共同する共同事業体）とする。なお、共同事業体の場合は、代表事業者及び構成員である個々の事業者がともに次の要件を全て満たすこととする。

- (1) 県内に事業所又は営業所がある、もしくは県内での施工実績があること
- (2) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと
- (3) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと
- (4) 以下の申立てがされていないこと
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て
- (5) 債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がされていないこと
- (6) 事業を円滑に遂行できる健全な財政能力を有すること
- (7) 県が措置する指名停止期間中の者でないこと
- (8) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (9) 都道府県税（法人にあっては法人事業税及び法人都道府県民税、個人にあっては個人事業税に限る。）並びに消費税及び地方消費税を完納していること
- (10) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること
- (11) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと

### 4 登録事業者の責務

#### (1) 業務内容

事業プランの登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という）は、原則として次の業務を行うこととする。ただし、事業プランの申込者の意向によっては、仮見積書の提示を省略することができることとする。なお、ア及びイについては、無料で行うこと。

##### ア 仮見積書の提示

事業プランの申込者が現地調査を希望せず、簡易な見積書の提示を希望する場合、仮見積書を提示すること。

##### イ 現地調査及び現地調査に基づく見積書の提示

事業プランの申込者と調整の上、現地調査を行い、現地調査に基づく見積書を事業プランの申込者に提示すること。

##### ウ 契約締結及び工事施工等

太陽光発電設備等の設置・導入に係る契約締結に至った場合には、速やかに設置工事等を行い、契約内容に基づいた対応を行うこと。

※太陽光発電設備等を設置・導入するために屋根の塗装、修繕、葺き替えなどが必要となる場合や、事業プランと異なる仕様の太陽光発電設備等を設置・導入する場合は、事業プランの申込者と協議すること。

エ 維持管理

太陽光発電設備等の対象施設について、適切な維持管理に努めること。

## (2) 遵守事項

登録事業者は、次の事項を遵守すること。

ア 定期報告等

登録事業者は、毎年の半期ごと（9月・3月末日時点）の県内における成約状況等について、翌月末日までに、様式6により県に報告すること。

なお、定期報告に関わらず、登録要件の充足状況等の確認のため、県が確認を求めた場合には協力すること。

イ 事故・トラブル

登録事業者は、県内での現地調査や太陽光発電設備等の設置工事の施工等において、事故やトラブルが発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、県に報告すること。なお、軽微な事項については、この限りでない。

ウ 普及への協力

登録事業者は、県内における普及啓発を行うため、県と連携した取組に協力すること。

エ 個人情報の管理

登録事業者は、見積申込みや現地調査等により取得した個人情報の取扱いについては、関連法令を遵守し、適切に管理すること。

## 5 事業プランの各種申請

### (1) 申請者

事業プランを登録する法人（ただし、複数の法人が共同で実施する共同事業体の場合は、代表事業者が申請すること。）

### (2) 申請書類等

申請する事業プランに応じて、次の様式を提出すること。なお、提出様式については県エネルギー政策課ホームページからダウンロードすること。

URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/energy/1043590.html>

ア 事業プラン登録時の申請書類

- ・様式1 事業プラン登録申請書
- ・様式2-1 (1) 事業プランの内容（太陽光）＜住宅用＞
- ・様式2-1 (2) 事業プランの内容（太陽光＋蓄電池）＜住宅用＞
- ・様式2-2 (1) 事業プランの内容（太陽光）＜事業用＞
- ・様式2-2 (2) 事業プランの内容（太陽光＋蓄電池）＜事業用＞
- ・様式3 設備一覧

- ・様式4 役員等氏名一覧表
- ・様式5 誓約書

〈添付書類〉

- ・応募者の商業登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの）
- ・応募者の直近の会計年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- ・応募者の収支見込等（本事業に関する収支見込等）（任意様式）  
なお、単年度又は複数年度において事業収支が成り立つ計画であること
- ・応募者の都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書（発行日から3か月以内のもの）  
※県内に事業所がない法人は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代える。
- ・応募した事業プランのチラシなどプラン内容が分かるもの
- ・使用する太陽光発電設備等が掲載された製品カタログ
- ・その他県が提出を求めた書類

イ 事業プランの変更、抹消、削除

登録事業者は、事業プランの登録の内容を変更しようとする場合は、様式7により、事前に申請すること。

ウ 事業プランの抹消

登録事業者は、事業プランの登録の抹消をしようする場合には、様式8により、事前に申請すること。

(3) 事業プランの登録申請受付期間・方法等

ア 申請受付期間

随時受付

イ 申請方法

メールにて提出

ウ 申請先

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課

E-mail : energy@pref. shizuoka. lg. jp

(4) 提出後の応募書類の取扱い

ア 応募書類の返却には応じない。

イ 応募書類の著作権は、応募者に帰属する。

ウ 応募書類は、審査及び登録後の事業運営に使用する。

エ 応募書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

6 県の役割

(1) 事業プランの登録

県は、応募書類の書類審査を行い、本要項で示している要件を全て満たしている事業プランを順次登録し、応募者にその旨を通知する。登録は、有効期限を設けず、原則として継続する。

なお、事業プランの内容によっては、登録できない場合がある。

## (2) 事業プランの公表

県は、県ホームページ等において、登録事業者名や事業プランの内容等を掲載する。

## (3) 登録の削除

県は、事業プランの内容に虚偽、重大な誤り等があると認められる場合は、登録を削除する。また、登録事業者の責務についての対応が適切でないと認められる場合にも、登録を削除する。

## 7 免責

県は、登録事業者が行う取引や契約等に関与しないものとし、県民との間で生じたトラブルや損害等について、いかなる責任も負わないものとする。

## 8 お問い合わせ先

本事業について不明な点がある場合は、以下問い合わせ先まで連絡すること。

課 名：静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課

住 所：〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号（東館9階）

電 話：054-221-2949

E-mail：energy@pref.shizuoka.lg.jp

### 附 則

この要項は令和4年9月15日から施行する。

### 附 則

この要項は令和5年2月3日から施行する。